

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 39 期（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）

2025 年 8 月 25 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 三 優 監 査 法 人
所 在 地 東京都新宿区西新宿一丁目 24 番 1 号
代 表 者 古藤 智弘

一．業務の概況

1．監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談の業務
- ③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 沿革

1986 年 10 月 21 日 監査法人三優会計社として東京都千代田区に設立
1995 年 5 月 2 日 東京事務所（主たる事務所）を東京都新宿区に移転
1996 年 1 月 1 日 BDO Binder BV(現 BDO International Limited)と業務提携
1996 年 4 月 16 日 監査法人三優会計社より三優監査法人に名称変更

2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3．業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務（公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する業務をいう。以下同じ。）として 227 社（うち大会社等 84 社）、非監査証明業務（公認会計士法第 2 条第 2 項に規定する業務をいう。以下同じ。）として 134 社に対して業務を実施しました。なお、当期における増減は、以下の通りであります。

監査証明業務（増減数）

	金商法・ 会社法監査	金商法 監査	会社法 監査	学校法人 監査	その他の 法定監査	その他の 任意監査
新規契約	5	－	1	－	1	23
種別変更増	3	－	7	－	－	1
非更新	－	－	▲4	－	▲2	▲8
中途解約	－	－	－	－	－	▲2
種別変更減	▲1	－	▲5	－	－	▲5
計	7	－	▲1	－	▲1	9

非監査証明業務（増減数）

大会社等	5
その他の会社等	3

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	82	82
② 金商法監査	1	1
③ 会社法監査	31	1
④ 学校法人監査	0	0
⑤ 労働組合監査	0	0
⑥ その他の法定監査	22	0
⑦ その他の任意監査	91	0
計	227	84

(4) 非監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

区分	対象会社等数	備考
大会社等	22	－
その他の会社等	112	－
合計	134	－

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

①経営の基本方針及び経営管理に関する事項

当法人は、独立性を維持し、卓越した会計・監査その他の専門的サービスの提供を通じて、公正な経済社会の実現と健全な発展に貢献することを使命とし、多様性を尊重するとともに常に品位を保持し、自己啓発、自己実現できる組織を目指すことを基本理念としています。加えて、「成長を続け、信頼を築く監査法人。」を法人ビジョンとして掲げ、一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を常に追求しています。

経営意思決定機関としては、最高経営意思決定機関である社員会、業務上の重要事項の意思決定と常務会の執行状況を監督する理事会、また日常業務全般に亘る意思決定機関である常務会を設置し、経営及び執行を担う理事長のもと、品質管理本部、業務本部、業務支援本部、モニタリング本部及び管理本部並びに経営企画室が常に相互に連携して、業務執行が適正に行われる体制を確保しています。また、これらの執行状況を監督する監事を設置することに加え、独立性を有する外部の第三者の知見を活用すべく独立第三者委員を選任し、公益性の観点から法人経営の監視を行うことでガバナンスを強化しています。

②法令順守に関する措置

法人構成員の職務が法令及び定款等に適合することを確保するために基本理念及びコンプライアンス規程をはじめ各種規程等を制定しています。各種規程等の制定及び周知を通じて、法人構成員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備しています。さらに、法令違反行為等の防止と早期発見、法人内での自浄作用機能を目的として法人内外への各種窓口通報制度を設けています。加えて、有事の際の対応のために、コンプライアンス順守の徹底等を図るコンプライアンス委員会を整備しています。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う選任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専任者」という。）の選任の状況

①専任の部門の設置又は専任者の選任の状況

上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う部署として、品質管理本部及びモニタリング本部を監査業務を行う部門（業務本部）から独立して設置して業務を行っています。

品質管理本部は、品質管理部、審査部、リスク管理部、テクニカル相談室、AI 監査研究室の5部門で構成され、品質管理に関連する規程やマニュアル・ガイドラインの制定、各種監査ツールの開発、専門分野に関する質問対応などを行っています。

モニタリング本部は、業務検査部、品質検査部の2部門で構成され、完了した監査業務の定期的な検証及び改善活動を含む品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの整備・運用を行っています。

②専任の部門又は専任者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理本部及びモニタリング本部の責任者及び所属する各部の責任者及び部員は基本的に個別の監査業務に従事していますが、品質管理業務及びモニタリング業務を行うための時間を確保しています。当監査法人は品質管理業務及びモニタリング業務の責任者・部員が個別の監査業務を行うことが、監査の品質を向上させると考えていますが、その理由は次の通りです。

ア. 監査業務は日々進化をしており、品質管理業務を適切に遂行するためには監査現場で切磋して監査業務の品質管理能力を高める必要がある。

イ. 新たなマニュアルや監査ツールの開発の気づきを得たり、マニュアル等の理解度に応じた改訂や研修を行ったりするためには、実際の監査現場におけるニーズを掴む必要がある。

ウ. 品質管理業務を担当する社員が監査業務の責任者を担当することによって監査業務の品質向上が推進される。

エ. 多数の社員が品質管理業務に関与することによって、法人において品質を重視する風土の醸成及び構成員の品質への意識向上を図ることが可能となる。

品質管理本部及びモニタリング本部と監査部門との間における独立性を担保するために講じている措置は次の通りです。

- ア. 法人規程において品質管理本部及びモニタリング本部は監査部門から独立して設置されており、業務分掌規程において業務が明確に割り当てている。
- イ. 法人規程において本部長・部長等の職務権限が明確に定められ、品質管理本部及びモニタリング本部において必要な人数の社員を任命している。品質管理本部長モニタリング本部長は常務理事パートナーを任命し、品質管理業務を行うための十分な立場・権限を与えている。
- ウ. 品質管理システムの整備・運用に関する日常的な監視を行う部署としてモニタリング本部を設置し、品質管理本部が適正に業務執行していることを検証している。
- エ. 自らが関与している監査業務に関する品質管理については、別の社員が担当することとしている。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

①基準日

2024 年 11 月 30 日

②業務の品質の管理の目的

品質管理システムの目的は、当監査法人の品質管理に対して、以下の点について合理的保証を提供することにあります。

- ア. 当監査法人及びその専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って業務を実施すること
- イ. 当監査法人又はその監査責任者が状況に応じた適切な報告書を発行すること

③基準日における業務の品質の管理の方針の作成及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当監査法人における職業倫理及び独立性についての方針と手続を「職業倫理及び独立性の保持に関するマニュアル」に定めて運用しております。当該マニュアルは、公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠しております。

(職業倫理)

毎年全法人構成員に対し、「職業倫理に関する誓約書」又は「倫理に関する誓約書」及び「内部者取引規制規程」に基づく「内部者取引に関する誓約書」を使用して、職業倫理が遵守されていることを確認しております。

(独立性)

毎年全法人構成員に対し、日本公認会計士協会所定の「監査人の独立性チェックリスト」を使用して、独立性が確保されていることを確認しております。問題が発生した場合もしくは発生の可能性が高いと判断した場合には、速やかに解消することとしております。

監査契約の新規受嘱に際しては、契約前に当該新規受嘱予定先及びその関係会社との利害関係の有無についてメールで消極的確認を行っております。同様の手続はネットワ

ーク・ファームに対しても BDO のシステムを利用して行っております。

(ローテーション)

監査業務の主要な担当社員等のローテーションに関しては、大会社等及び大会社等以外の一定規模以上の事業体の監査業務について、継続して関与できる期間を 7 会計期間までとし、必要なクーリングオフ期間を主要な担当社員の役割に応じ 5 会計期間、3 会計期間、2 会計期間（いずれも最低 2 年）と定め管理しております。

また、主要な担当社員等以外の監査業務チームの構成員についても、継続関与期間に関して一定の制限を設けております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人の規模及び組織、専門的な知識・能力及び経験を要求される監査業務に対応するため、関与先の誠実性や当監査法人が倫理規則等を遵守すること並びに監査実施者の確保の状況等その他重要事項を考慮して決定できるよう、「保証業務契約の新規締結・更新又は解除マニュアル」を定めて運用しており、監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、リスクに応じた方法により承認を受けることになっております。

リスク管理部において、継続的に監査関与先の情報を収集し、適時にリスク評価を見直しております。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

監査チームの選任に関する方針及び手続を具体的に定めた「監査チームの選任に関する方針及び手続に関する細則」に基づき、被監査会社の事業の内容、規模、複雑性、監査リスク、及び監査実施者の被監査会社が属する産業に関する知識、専門的能力、実務経験、十分な時間の確保を総合的に勘案して、監査実施者を選任しております。

また、新たな視点（フレッシュ・アイ）による監査品質の向上を図るとともに、職員の業務経験、成長に寄与することを目的として、監査業務に係る主査のローテーションに関するガイドライン及び主査選任ガイドライン方針を定めて運用しております。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬決定については、品質管理を最重要事項と位置づけ、業務品質や組織貢献の度合いに応じた適正な処遇の実現を目的として能力、適性、業績を評価し、当該評価結果を報酬に反映しております。

(イ) 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

法人構成員の業務遂行上必要な技能の習得、職務能力の向上、育成に関して必要となる教育研修制度について定めた「教育研修規程」に基づき、全体研修のほか職位別研修等の研修を計画的に実施し、監査業務の遂行に必要な専門的能力と知識を有し、職業的専門家として適切な資質と倫理観を兼ね備えた誠実な人材の育成に努めております。また、日本公認会計士協会による継続的専門能力開発（CPD）制度において定められた必要単位数を満たしていることを確認するため、研修の履修状況を徹底管理しております。

(ウ) その他

(採用)

職員の採用に関する方針及び手続を定めた「採用規程」に基づき、監査業務を遂行するのに必要な能力及び適性を有し、適切な資質を備えた誠実な人材を採用することとし、法人の中期経営計画、年度採用計画に従って採用活動を実施しております。

(評価)

「人事評価規程」に基づき、人事管理の公正かつ民主的運営を促進して経営能率の向上を図ることを目的として、社員・職員の一定期間の業務成績、能力及び適性を評価し、これに基づいて昇給、賞与、昇格を決定しております。

人事制度基本方針として、「業務品質向上」、「組織貢献」に対するモチベーションを高め、当監査法人で働くことを魅力的に感じられるための人事制度を掲げ、社員・職員一人ひとりが品質を最重要視した業務遂行を行うとともに、意欲的に組織活動に貢献することを期待した評価制度の運用を行っております。

(情報通信技術)

当監査法人では、BDO 監査マニュアルに準拠した、監査手続及びその結果を一元的に管理する電子監査調書システム(APT)を利用しております。また、データの授受をセキュアな環境で実現するため、BDO Portal の展開を実施しております。そのほか、データの加工や抽出を自動化するための IDEA や PowerBI、証憑突合の補助ツールとしての DataSnipper、生成 AI を活用した品質関連文書の検索システム等の導入などを行い、より効率よく監査を実施するための監査 DX 化を推進しております。これらにより、プロフェッショナルがより高度な判断を要する業務に集中できる監査体制を構築しております。

オ. 業務の実施及び審査

「監査に関する品質管理基準」(2024 年 3 月 12 日 企業会計審議会)等に準拠して、「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理全般についての指針及び手続を整備しています。また、監査基準等に準拠し、BDO 監査マニュアルとも整合している各種監査マニュアル等を制定し、それらに基づき監査業務を遂行しております。

以下の点についてはその実施に関する措置を特段の定めを設けて運用しております。

(ア) 専門的な見解の問合せ

監査実施者の判断に困難が伴う重要な事項のほか、法律的な見解が必要な場合やその他専門領域の知識・見解が必要な場合については、専門的な見解の問合せや当該問合せによる最終見解の文書化等を「専門的な見解の問合せマニュアル」に定め、当監査法人内の適切な者及び必要な場合には法律専門家等の外部の専門家と協議しながら適切な措置を取ることにしております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違の解決については、「監査業務品質管理マニュアル」に以下の方

針及び手続を定めて運用しております。同マニュアルにおいては、監査上の判断の相違が解決するまでは、監査報告書を発行してはならないことを定めております。

i) 監査チーム内の相違

監査責任者は、監査チーム内における判断の相違に関して、十分な事実分析、関係する会計基準の検討等を行い、監査チーム内にて判断の相違を解決することとしております。監査チーム内において協議を行ったにもかかわらず、監査チーム内における判断の相違が監査意見に重要な影響を与えると監査責任者が判断した場合には、相違しているそれぞれの判断の内容、関係する会計基準等及び採用しようとする判断の妥当性を文書化して審査担当者の審査を受けることとしております。

ii) 監査チームと審査担当者との相違

監査チームと審査担当者との間において、監査上の判断に相違がある場合、上級審査会において審査を行うこととしています。さらに監査チームと上級審査会との間に判断の相違が生じた場合には、当監査法人の最高意思決定機関である社員会において十分な検討を行った上で最終結論を得ることとしております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

「審査規程」において方針及び手続を定めており、これに従って、原則としてすべての監査業務について、監査意見の表明に先立ち、監査計画、専門要員の独立性、会計処理の妥当性、監査意見の妥当性、監査対象財務諸表の表示の妥当性等について、審査担当者による審査を経て、監査意見形成に係る結論を得ることとしております。審査担当者は、審査対象の監査業務とは直接に関与しない独立した立場から客観的な視点で監査業務の審査を行っております。

監査チームと審査担当者との間において監査上の判断に相違がある場合や「審査規程」等に定める上級審査会審議事項に該当する事項が存在する場合等、重要な検討事項については、合議制で実施される上級審査会で審査を実施しております。

また、不適正意見や意見不表明などの事案については、社員会での審議を必要としております。

なお、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査、又は任意監査（公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く）のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ監査報告の利用者が限定されている監査業務の審査を要しないとすることができることとしております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めております。

監査調書は電子データで作成され、BDO グループで利用が義務付けられている電子調書システム（APT）に格納されます。APT では監査ファイルの最終的な整理後に調書の更新はできず、新たなドキュメントとして追加のみ可能な仕様となっております。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

(情報の収集)

品質管理部では、監査、会計関連基準の改訂等に関する情報収集を行い、品質管理本部会議、品質管理委員会等の会議体において情報交換を行うとともに必要な対応を協議しております。また、当監査法人が実施する業務に関する品質管理及びコンプライアンス強化の観点から、当監査法人の業務に係る法令等の違反行為または違反するおそれのある行為（不正・粉飾、インサイダー取引、利益相反行為、職業倫理に反する行為等）に関する情報を当法人の内外から広く収集するため、「三優ホットライン」を設置しております。

(法人内部への伝達)

理事長は、全体研修（原則、年5回）において品質管理の重要性を強調するほか、法人内のポータルサイトにおいて毎月品質管理に関するメッセージを発信しております。品質管理本部等の対応方針についてはメール等で伝達するとともに、研修会において周知しております。

(監査役等への伝達)

当監査法人では、品質管理部において、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」、倫理規則等で求められる監査役等とのコミュニケーションのためのガイドライン及びツールを制定しております。

(外部への伝達)

当監査法人は、2017年10月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を採用しております。

「財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を社会的使命としており、経営執行部によるリーダーシップの下、「成長を続け、信頼を築く監査法人。」というビジョンを掲げ、法人構成員が組織的に監査品質の向上に向けて日々取り組んでいる当監査法人の姿を、資本市場の参加者に向けて発信するために「監査品質向上への取り組み」を公表し、同報告書内において品質管理システムに関する情報を記載しております。

キ．前任及び後任の公認会計士及び監査法人との間の業務の引継ぎ

前任監査人となる場合及び後任監査人になる場合の双方において、監査基準報告書900「監査人の交代」に定めている引継ぎを行うことができるように、品質管理部においてマニュアル及びツールを制定しております。また、後任監査人となる場合において、必要と判断した場合には品質管理の責任者が同席して、適切な引継ぎが行えるようにサポートしております。

ク．アからキに掲げる事項についての責任者の選任並びに役割及び責任の明確化

「監査の品質管理規程」において、当監査法人の品質管理システムの整備及び運用に関する最終責任は理事長が負うこととなっております。また、日常的な品質管理システムの

整備及び運用に関しては、品質管理本部長が責任を負うこととなっております。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人の品質管理システムの整備及び運用の方針の作成及び実施については、BD0 グローバルが「BD0 ISQM1 Policy」を踏まえて定めた品質目標、品質リスク及び統制手続の項目をベースに、各プロセスオーナーが、当監査法人の状況を勘案して、リスク評価及び対応手続を作成しております。

その際、改訂後の「監査に関する品質管理基準」及び改正品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」並びに当監査法人の固有の事情に対応するために、必要に応じて、品質目標、品質リスク及び対応手続を追加・変更しております。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人の品質管理のモニタリングについては、モニタリング本部が中心となり、「品質管理システムのモニタリングマニュアル」に従って実施しております。

品質管理システムの整備及び運用状況のモニタリングについては、モニタリング本部内の品質検査部が中心となり、BD0 グローバルが「BD0 ISQM1 Policy」を踏まえて定めたモニタリング活動の例を参考にモニタリング活動をデザインし、検証を実施しております。

完了した監査業務の検証については、モニタリング本部内の業務検査部が中心となり、原則としてBD0 グローバルの「Engagement Inspection Program」の方針及び手続に準拠して運営しております。

これらのモニタリング活動等により発見事項が識別された場合、個々の発見事項の評価を実施するとともに、集約して原因分析の上、システムレベルの不備が存在するかどうかを評価します。システムレベルの不備については、根本原因の分析を実施し、その重大性と広範性の評価を実施します。

品質管理システムに係る不備について、モニタリング本部は、各プロセスオーナーと協議し、品質管理本部と協力して、根本原因の分析結果に応じた是正措置をデザインし、適用します。また、モニタリング本部は、各プロセスオーナーが実施する是正措置の有効性を評価します。

④業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当監査法人は、理事長を品質管理システムに関する最高責任者とし、品質管理システムの整備及び運用の年次評価基準日を11月30日と定めています。当監査法人は、2024年11月30日を基準日として品質管理システムの年次評価を実施いたしました。その結果、当監査法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると評価いたしました。

⑤④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容該当事項はありません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は、広範囲な知識と経験を持った人材の活用により、適切な業務運営を確保し、実効性ある監査業務を遂行することを目的として、特定社員制度を採用しています。定款において、公認会計士である社員が監査証明業務を執行する権利を有するとしております。また、法人における特定社員の人数の制約を設けて、総社員及び意思決定機関における人数の比率を 25%以下としております。

- (5) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月（レビュー報告書交付年月）

品質管理レビュー 2023 年 3 月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

日常的監視及び定期的検証の結果、適正であることを品質管理の最高責任者である理事長が報告を受けると共に、その内容を確認しております。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

BD0 International Limited

- (2) 提携を開始した年月

1996 年 1 月

- (3) 業務上の提携の内容

提携先からの監査・相談の依頼

- (4) ネットワークにおける取り決めの概要

ロゴマークの使用、監査マニュアル及び監査ツールの提供・利用、研修・国際会議の参加等

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
38	6	44

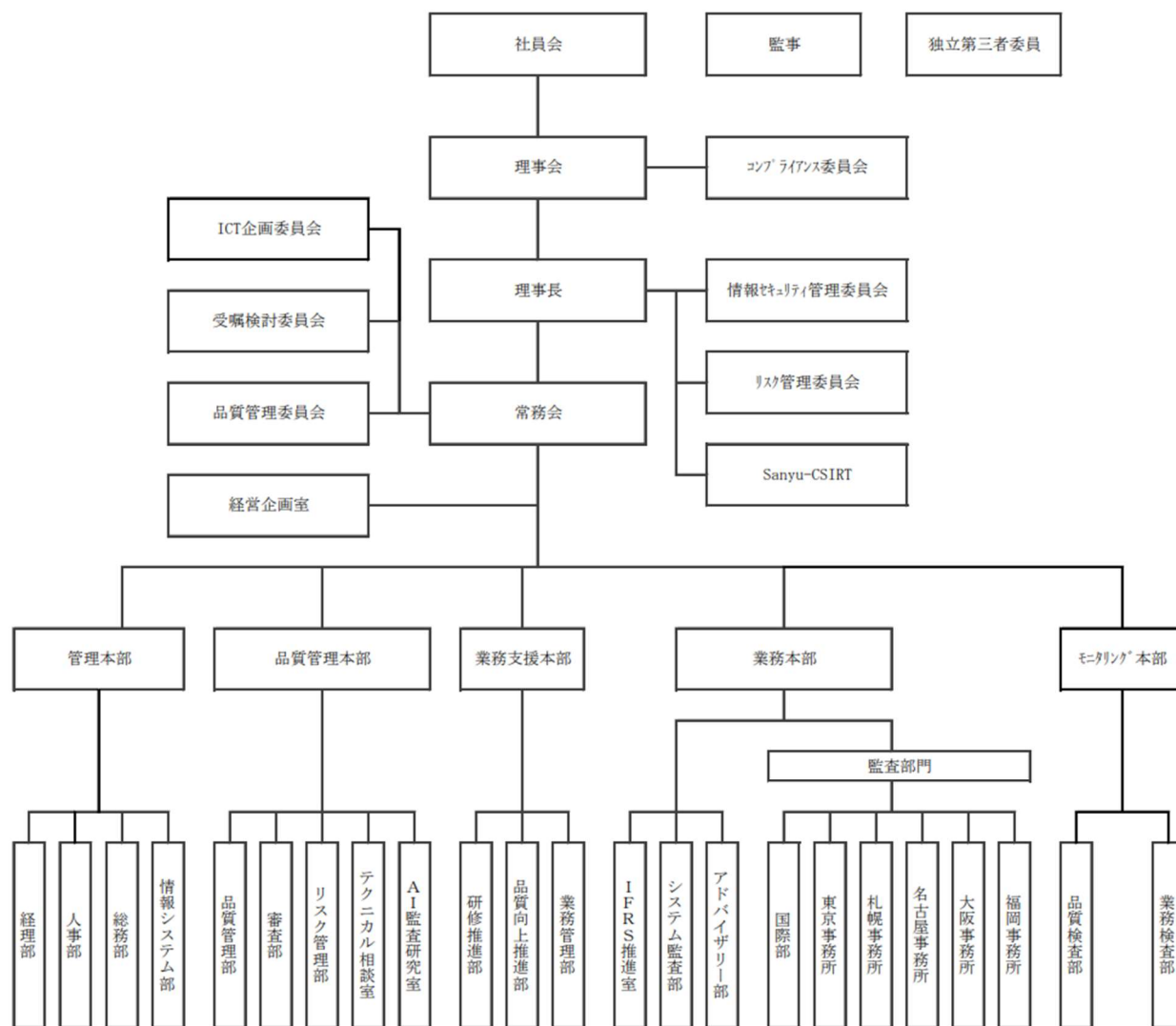
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成（人数）		
		公認会計士	特定社員	合計
社員会	法人の最高意思決定	38	6	44
理事会	監査業務上の 重要事項の意思決定	13	2	15
常務会	日常業務全般に亘る 意思決定	6	0	6

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	合計	
(主) 東京事務所	東京都新宿区西新宿 一丁目 24 番 1 号	24	6	30	99
(従) 札幌事務所	札幌市中央区大通西 四丁目 6 番地 1	3	0	3	2
(従) 名古屋事務所	名古屋市中村区名駅 三丁目 25 番 9 号	2	0	2	8
(従) 大阪事務所	大阪市北区堂島浜 一丁目 4 番 16 号	5	0	5	15
(従) 福岡事務所	福岡市中央区天神 二丁目 14 番 13 号	4	0	4	6

三優監查法人組織図



1. 売上高の総額

	第 38 期 2023 年 7 月 1 日 ～2024 年 6 月 30 日	第 39 期 2024 年 7 月 1 日 ～2025 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	4, 045, 797	4, 478, 275
非監査証明業務	593, 488	714, 549
合計	4, 639, 285	5, 192, 824

該当ありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

1. 金商法・会社法適用会社

No	被監査会社名	No	被監査会社名
1	(株)ID ホールディングス	42	(株)デイトナ
2	(株)アスア	43	テクノアルファ(株)
3	(株)ALiNK インターネット	44	(株)テクノフレックス
4	イーサポートリンク(株)	45	デジタルアーツ(株)
5	伊澤タオル(株)	46	Delta-Fly Pharma(株)
6	(株)インテリジェント ウェイブ	47	(株)TOKYO BASE
7	(株)イントランス	48	トビラシステムズ(株)
8	(株)インバウンドテック	49	トラストホールディングス(株)
9	(株)インバウンドプラットフォーム	50	(株)なとり
10	(株)エアトリ	51	(株)No. 1
11	(株)エイジス	52	日本金属(株)
12	(株)エコノス	53	(株)日本エスコン
13	(株)SM ENTERTAINMENT JAPAN	54	日本ファルコム(株)
14	(株)エスジェイホールディングス	55	(株)BuySell Technologies
15	エバラ食品工業(株)	56	(株)ハウスフリーダム
16	(株)エフティグループ	57	(株)ハウテレビジョン
17	(株)エムビーエス	58	PCI ホールディングス(株)
18	(株)エリアクエスト	59	フォスター電機(株)
19	(株)エル・ディーエス	60	フォースタートアップス(株)
20	(株)エルテス	61	藤田観光(株)
21	(株)オーネックス	62	(株)フジックス
22	(株)オプトエレクトロニクス	63	フルテック(株)
23	(株)カーブスホールディングス	64	ブルドックソース(株)
24	キャリアバンク(株)	65	(株)プレミアムウォーターホールディングス
25	(株)KYORITSU	66	(株)property technologies
26	窪田製薬ホールディングス(株)	67	(株)FRONTEO
27	(株)グランディーズ	68	(株)まぐまぐ
28	(株)クリエイト SD ホールディングス	69	(株)松屋アールアンドディ
29	(株)グリムス	70	(株)学びエイド
30	グロービング(株)	71	マルサンアイ(株)
31	サンフロンティア不動産(株)	72	(株)マルマエ
32	(株)三洋堂ホールディングス	73	ミタチ産業(株)
33	(株)GSI	74	(株)ミロク情報サービス
34	(株)GENDA	75	メディアファイブ(株)
35	(株)スマートバリュー	76	(株)モンスターラボ
36	ソレイジア・ファーマ(株)	77	(株)U-NEXT HOLDINGS
37	大英産業(株)	78	(株)ユーラシア旅行社
38	(株)地域新聞社	79	(株)ヨシタケ
39	(株)力の源ホールディングス	80	(株)ラバブルマーケティンググループ
40	円谷フィールズホールディングス(株)	81	(株)Lib Work
41	(株)ティーツー	82	(株)ロゴスホールディングス

2. 金商法及び投資信託・投資法人法適用会社

No	被監査会社名
1	エスコンジャパンリート投資法人

3. 会社法適用会社

No	被監査会社名
1	S A P ジャパン(株)